

4 手帳 ^{てちょう} P37-41

5 医療 ^{いりょう} P42-44

6 補装具・日常生活用具 ^{ほそうぐ} ^{にちじょうせいかつようぐ} P45-46

手帳のメリットや医療の助成などの
申請について、知りたい！



4. 手帳

障害者手帳



問い合わせ

庄内町保健福祉課 福祉係

42-0149

●障害者手帳取得のメリット

障害者手帳とは、障がいを有する方が取得できる手帳の総称で、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、の3種類があります。障害者手帳は任意の申請になり、取得したからといって職場などに開示する義務はありません。自分自身が必要な時にのみ、開示することが可能です。手帳を持つことで、サービスを利用することができます。助成を受けられるようになったりするなど、多くのメリットがあります。

★例

・障害者雇用での就職・転職活動

⇒手帳所持者のみが応募する事が出来る障害者雇用での就労に応募できます。

障がいに理解のある企業に就労するので配慮を受けて働くことができます。

・補装具等の助成

⇒身体障害者手帳を所持している方は障がいの部位によって、補装具などの助成の対象になります。

・所得税・住民税などの軽減

⇒所得税や、町県民税の障害者控除を受けることができます。

・さまざまな公共料金の割引サービス

⇒携帯電話の料金や公共交通機関の割引が受けられます。

・庄内町は町営バス「はっぴーバス」の料金が無料になります。

・医療費の助成

⇒所持している手帳の種類と等級により、「更生医療」(詳細はP42) や「重度心身障がい(児)者医療制度」(詳細はP44) の対象になります。

4. 手帳

問い合わせ

庄内町保健福祉課 福祉係

42-0149

●身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種の支援を受けるために必要となるものです。山形県から交付されます。

障がいの程度

障がいの種類別に、重い順に1級から6級の等級区分があります。

申請について

手帳の交付には申請が必要です。手帳が届くまで申請した日から2か月程度かかります。

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規交付	手帳の取得を希望するとき	申請書・診断書・写真（縦4cm×横3cm） マイナンバーがわかるもの
障害程度変更	障がいの程度が変わったとき	申請書・診断書・写真（縦4cm×横3cm）
障害名追加	別の障がいを追加するとき	手帳・マイナンバーがわかるもの
再交付	手帳を紛失や破損したとき	申請書・写真（縦4cm×横3cm） マイナンバーがわかるもの
氏名・住所の変更	名前や住んでいる所が変わったとき	申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの
返還	障がいに該当しなくなったとき	申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの
	死亡したとき	申請書・手帳
再認定	再認定の時期が来たとき	申請書・診断書・写真（縦4cm×横3cm） 手帳・マイナンバーがわかるもの

※診断書作成の際は、指定医が所属している医療機関にご確認ください。

※申請の際の、診断書の費用は自己負担となります。

4. 手帳

●療育手帳

的知的に障がいのある方が、各種の支援を受けるために必要となるものです。一般的知的機能が平均より低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳までに現れた人に対して山形県から交付されます。知的障がいの判定は児童相談所または知的障がい者更生相談所で判定します。

障がいの程度

障がいの程度により、A（重度）、Bの等級区分があります。

申請について

手帳の交付には申請が必要です。児童相談所等での判定及びこころの医療センターでの医学診断を実施しますので、手帳が届くまで申請した日から3～4か月程度かかります。

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規交付	手帳の取得を希望するとき	申請書・写真（縦4cm×横3cm）・被保険者証 マイナンバーがわかるものなど ■面談を行いますので、事前に福祉係までお問合せください。
障がい程度確認	再判定の時期がきたとき	申請書・手帳・被保険者証 マイナンバーがわかるもの
再交付	手帳を紛失や破損したとき	申請書・写真（縦4cm×横3cm） マイナンバーがわかるもの
氏名・住所の変更	名前や住んでいる所が変わったとき	申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの 県外からの転入の場合は写真（縦4cm×横3cm）
返還	障がいに該当しなくなったとき 死亡したとき	申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの 申請書・手帳

問い合わせ

庄内町保健福祉課 福祉係

42-0149

4. 手帳

問い合わせ

庄内町保健福祉課 福祉係

42-0149

●精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある方の社会復帰・社会参加促進を図ることを目的とした制度で、各種の支援を受けるために必要となるものです。精神障がいのため、長期間にわたり日常生活または社会生活への制約がある方の申請に基づいて、山形県から交付されます。有効期間は2年間です。

障がいの程度

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、重い順に1級から3級の等級区分があります。

申請について

手帳の交付には申請が必要です。手帳が届くまで申請した日から2か月程度かかります。

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規交付	手帳の取得を希望するとき	申請書・診断書・写真(縦4cm×横3cm) マイナンバーがわかるもの
更新	更新するとき	申請書・診断書・手帳・マイナンバーがわかるもの
障害等級変更	障がいの程度が変わったとき	申請書・診断書・写真(縦4cm×横3cm) 手帳・マイナンバーがわかるもの
再交付	手帳を紛失や破損したとき	申請書・写真(縦4cm×横3cm) マイナンバーがわかるもの
氏名・住所の変更	名前や住んでいる所が変わったとき	申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの
返還	障がいに該当しなくなったとき	申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの
	死亡したとき	申請書・手帳

※申請には初診から6か月間経過していることが必須です。手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

※精神障がいを支給事由として障害年金を受給している方は、新規申請・更新時に診断書の提出が不要となる場合がありますので障害年金証書等をお持ちの上お問合せください。